

平成 27 年度

財政援助団体等監査結果報告書

(平成 27 年度対象)

八 戸 市 監 査 委 員

(平. 28. 5)

八 監 第 16 号
平成 28 年 5 月 20 日

八戸市長
小林 眞 様
八戸市議会議員
吉田 淳 一 様

八戸市監査委員 早 狩 博 規

八戸市監査委員 小 原 隆 平

八戸市監査委員 大 館 恒 夫

財政援助団体等監査の結果報告について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき、平成 27 年度財政援助団体等監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を報告します。

目 次

○ 財政援助団体等監査結果報告	
1 監査実施日	1
2 監査の対象	1
3 監査の範囲	1
4 監査執行者	1
5 監査の方法	1
6 監査の結果	2
財政援助団体	
種差海岸インフォメーションセンター運営協議会	3
八戸市企業誘致促進協議会	5
公の施設の指定管理者	
エスプロモ株式会社	7

1 監査実施日

平成 28 年 1 月 21 日から平成 28 年 2 月 16 日まで

2 監査の対象

(1) 財政援助団体

団体名	所管課
種差海岸インフォメーションセンター運営協議会 (負担金名：種差海岸インフォメーションセンター運営協議会負担金)	観光課
八戸市企業誘致促進協議会 (負担金名：八戸市企業誘致促進協議会負担金)	産業労政課

(2) 公の施設の指定管理者

団体名	所管課
エスプロモ株式会社 (指定管理施設：長根公園、新井田公園、東運動公園、屋内トレーニングセンター及び南部山健康運動公園内における各種体育施設)	スポーツ振興課

3 監査の範囲

平成 27 年度（平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 1 月 20 日）

4 監査執行者

監査委員 小原隆平
監査委員 大館恒夫
前監査委員 白川文男

5 監査の方法

当該団体において執行された財務に関する事務が関係法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているか、また、団体に対する所管課の当該負担金、公の施設の指定管理における事務の執行及び指導監督が適切に行われているか否かを主眼とし、次のとおり実施した。

- (1) 事前に提出された監査資料に基づき、各対象ごとに諸帳簿・書類等の試査・照合等、事務局職員による予備監査を行った。

- (2) 監査委員出席のもと、当該団体及び所管課の職員から事務事業の執行状況について説明を受け、質疑応答形式により実施した。

6 監査の結果

財政援助団体における財務に関する事務についての監査の結果は、適正に執行されていると認められた。

公の施設の指定管理者及び所管課の財務等に関する事務についての監査の結果は、おおむね適正に執行されていると認められたが、一部に是正改善を要するものが見受けられたので、速やかに適切な措置を講じられ、その結果を通知されたい。

なお、監査の際に見受けられた事務処理上、留意すべき事項については、関係職員に対し指摘し、改善すべき事項については、各課長等に対し文書で指導したので記述は省略したところであるが、今後も事務事業の適正かつ効率的な執行を確保するよう配慮されたい。

財政援助団体

種差海岸インフォメーションセンター運営協議会

負担金名 種差海岸インフォメーションセンター運営協議会負担金
所管課 観光課

1 概要

(1) 設立及び目的

この協議会は、種差海岸インフォメーションセンターの円滑な運営を通して、三陸復興国立公園（種差海岸、階上海岸、階上岳）及びその周辺地域における自然や景観、生活文化等の資源の適切な活用とその保全を図り、もって地域の持続可能な発展に寄与することを目的として、平成 26 年 4 月に設立され、主に次の事業を行うこととしている。

- ① 種差海岸インフォメーションセンターの運営に関すること
- ② 三陸復興国立公園（種差海岸、階上海岸、階上岳）及びその周辺とみちのく潮風トレイルの各種情報の収集・提供に関すること
- ③ 自然ふれあい、生活文化体験等プログラムの企画・実施に関すること
- ④ その他、目的を達成するために必要な事項

(2) 組織

役員及び事務局は次のとおりである。

役員

会長	1名
副会長	1名
監事	2名

事務局

事務局職員	2名
-------	----

2 事業内容

平成 27 年度は、次の事業を実施している。

- (1) 種差海岸インフォメーションセンターの運営事業
- (2) 国立公園・みちのく潮風トレイル等の各種情報の収集・提供事業
- (3) 自然ふれあい、生活文化体験等プログラムの企画・実施事業

3 予算状況

平成 27 年度における予算は、次のとおりである。

収入予算額	4,250,000 円（うち八戸市負担金 4,000,000 円）
支出予算額	4,250,000 円
収支差額	0 円

4 監査項目

- (1) 収入事務 収入事務等に関する書類
- (2) 支出事務 支出事務等に関する書類

5 監査の結果

財政援助団体の監査項目の関係書類等及び所管課の当該負担金に関する書類等を調査した結果、事務処理等は、適正に執行されていると認められた。

八戸市企業誘致促進協議会

負担金名 八戸市企業誘致促進協議会負担金

所管課 産業労政課

1 概要

(1) 設立及び目的

この協議会は、八戸市の産業振興を図るため、産、学、官が一体となった協力体制を確立し、企業の立地誘導を促進するとともに既存企業の振興を図り、あわせて雇用の安定と拡大に寄与することを目的として、昭和63年6月に設立され、主に次の事業を行うこととしている。

- ① 企業誘致関連の情報収集と意見交換等に関すること
- ② 産、学、官一体となった企業訪問活動の展開に関すること
- ③ 企業進出に当たっての地元企業の協力体制づくり及び基盤整備に関すること
- ④ 他地域の実態調査と研究に関すること

(2) 組織

役員及び事務局は次のとおりである。

役員

会長	1名
副会長	3名
監事	2名

事務局（事務局は八戸市庁内（産業労政課）に置き、職員が兼務している。）

事務局長	1名
事務局次長	1名
事務局員	9名

2 事業内容

平成27年度は、次の事業を実施している。

(1) 広報事業

- ・市主催首都圏セミナー及び名古屋圏セミナーの共催
- ・工業団地及び市内各地の案内

(2) 情報収集事業

- ・企業情報収集
- ・新産業創出に関する情報収集

(3) 企業訪問事業

- ・市内外の企業訪問
- ・関係団体等訪問

3 予算状況

平成 27 年度における予算は、次のとおりである。

収入予算額	6,292,000 円（うち八戸市負担金 5,800,000 円）
支出予算額	6,292,000 円
収支差額	0 円

4 監査項目

- (1) 収入事務 収入事務等に関する書類
- (2) 支出事務 支出事務等に関する書類

5 監査の結果

財政援助団体の監査項目の関係書類等及び所管課の当該負担金に関する書類等を調査した結果、事務処理等は、適正に執行されていると認められた。

公の施設の指定管理者

エスプロモ株式会社

指定管理施設 長根公園、新井田公園、東運動公園、屋内トレーニングセンター及び南部山健康
運動公園内における各種体育施設

所 管 課 スポーツ振興課

1 概 要

(1) 施設内容

施設名		主な施設内容等	
長根公園	有料公園施設	野球場	両翼 91m、センター120m (11,000 人収容)、管理棟、照明設備
		運動場	400mトラック (16,141 m ²)、サッカー・陸上競技練習場に利用
		多目的広場	10,000 m ² 、照明設備、サッカー・野球等に利用
		パイピングスケートリンク	屋外スピードスケートリンク 1 面、照明設備 屋外アイスホッケーリンク 1 面、照明設備
		市民プール	50mプール 12 コース、子供プール、幼児プール
	八戸市体育館	競技場 1,584 m ² (観覧席 2,000 席)、トレーニング室 717 m ² 、卓球室 501 m ² 、会議室	
	八戸市スポーツ研修センター	第 1 会議室(120 名収容)、第 2 会議室(70 名収容)、貴賓室、視聴覚室、研修室、食堂	
八戸市武道館	柔道場 459 m ² 、剣道場 459 m ² 、レスリング場 453 m ² 、相撲場(競技場 169 m ² (600 人収容)、練習場 165.62 m ²)		
新井田公園	有料公園施設	多目的広場	16,868.44 m ² 、サッカー・ソフトボール等に利用
		テニスコート	クレーコート 6 面(800 人収容)
	八戸市新井田インドアリンク	屋内アイスホッケーリンク 1 面(観覧席 1,576 席)、選手控室、会議室	
東運動公園	有料公園施設	野球場	両翼 93m、センター120m (9,050 人収容)、管理棟、照明設備
		陸上競技場	第 3 種公認 全天候型 400mトラック 8 レーン (10,000 人収容)、管理棟
		テニスコート	全天候型砂入人工芝コート 10 面、照明設備
	八戸市東体育館	競技場 1,638 m ² (観覧席 1,018 席)、体育室 324 m ² 、トレーニング室 204 m ² 、会議室	
八戸市屋内トレーニングセンター		主練習場 3,300 m ² 、野球(守備・打撃練習)・サッカー等に利用、投球練習場 219 m ² 、トレーニング室 294 m ² 、会議室	
運動公園 南部山健康	八戸市南部山健康運動センター		25m温水プール 7 コース、幼児プール、体育館(競技場 1,606 m ²)、トレーニング室 144 m ² 、研修室
	多目的広場		15,666 m ² 、サッカー等に利用

(2) 指定管理内容及び期間

① 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項、八戸市都市公園条例、八戸市体育館条例、八戸市スポーツ研修センター条例、八戸市武道館条例、八戸市屋内スケートリンク条例、八戸市屋内トレーニングセンター条例及び八戸市健康運動センター条例の規定に基づき、八戸市と協力し、指定管理施設の管理業務を適正かつ円滑に行うことを目的として、主に次の業務を行うこととしている。

ア 指定管理施設の使用の許可に関する業務

イ 指定管理施設の施設、設備等の維持管理に関する業務

ウ その他市が必要と認める業務

② 指定管理施設の管理を行う期間は平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までとしている。

(3) 管理運営体制組織

管理運営体制は次のとおりである。

統括責任者(代表取締役) 1 名

指定管理事業本部(統括責任者 1 名含む) 2 名

[各施設の管理体制]

施設名	役職名						合計
	館長	副館長	館長補佐	正社員	契約社員		
八戸市体育館 (長根公園及び有料公園施設、 スポーツ研修センター、武道館)	1	1	1	9	8	20	
新井田インドアリンク (新井田公園及び有料公園施設)	1		1	4	5	11	
東体育館 (東運動公園及び有料公園施設)	1		1	2	4	8	
屋内トレーニングセンター	1		1	2	3	7	
南部山健康運動センター (南部山健康運動公園)	1		1	3	4	9	

2 指定管理料

平成 27 年度における指定管理料は、次のとおりである。

指定管理料年額 469,443,000 円

3 監査項目

(1) 収入事務 利用料金収入等に関する書類

(2) 支出事務 支出事務等に関する書類

(3) 契約事務 指定管理に関する協定書関係

4 監査の結果

公の施設の指定管理者の監査項目の関係書類等及び所管課の指定管理に関する書類等を調査した結果、指定管理施設の利用料金の減免処理において、所管課の一部不適切な指導に伴う公の施設の指定管理者の不適切な事務処理が見受けられたので、是正改善を図られたい。